

東京大学宇宙線研究所附属宇宙ニュートリノ観測情報融合センター規則

平成11年4月1日制定

平成19年4月18日改正

(設置)

第1条 東京大学宇宙線研究所（以下「本所」という。）に、附属研究施設として宇宙ニュートリノ観測情報融合センター（以下「センター」という。）を置く。

(目的)

第2条 センターは、本所の設置目的に沿い、宇宙ニュートリノの観測情報を融合してニュートリノの研究及び関連する研究を行うことを目的とする。

(センター長)

第3条 センターに、センター長を置く。

- 2 センター長は、本所専任の教授又は准教授をもって充てる。
- 3 センター長は、センターを代表し、その管理運営を総括する。
- 4 センター長の任期は、2年とする。ただし、重任を妨げない。

(運営委員会)

第4条 施設に、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会に関する事項は、別に定める。

(センター共同利用)

第5条 センターの共同利用は、本所が別に定める規則によるものとする。

(実施細則)

第6条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施について必要な事項は、教授会の議を経て、センター長が別に定める。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。